

土岐地球年代学研究所
非常用発電設備の整備工事

仕 様 書

目 次

I. 一般事項

| | |
|---------------------------|---|
| 1. 工事名称 | 1 |
| 2. 工事目的 | 1 |
| 3. 適用範囲 | 1 |
| 4. 図書の優先順位 | 1 |
| 5. 工事場所 | 2 |
| 6. 工期 | 2 |
| 7. 工事概要 | 2 |
| 8. 工事範囲及び放射線管理区域 | 2 |
| 9. 別途工事 | 2 |
| 10. 支給品、貸与品 | 2 |
| 11. 一般事項 | 3 |
| 12. 施工体制台帳等の提出 | 3 |
| 13. 入札契約適正化法に基づく点検 | 3 |
| 14. 工事実績情報サービス（CORINS）の登録 | 3 |
| 15. 検査員及び監督員 | 3 |
| 16. グリーン購入法の推進 | 3 |
| 17. 建設副産物 | 4 |
| 18. 建設リサイクル法 | 4 |
| 19. 疑義 | 4 |
| 20. 軽微な変更 | 4 |
| 21. 下請業者等 | 4 |
| 22. 渉外事項 | 4 |
| 23. 品質保証計画 | 5 |
| 24. 安全衛生管理 | 5 |
| 25. リスクアセスメント | 6 |
| 26. 試験検査 | 6 |
| 27. 運転要領説明 | 7 |
| 28. 官公庁への手続等 | 7 |
| 29. 検収 | 7 |
| 30. 機密保持 | 7 |
| 31. 施工計画書 | 7 |
| 32. 工事の記録 | 8 |
| 33. 作業責任者等認定制度 | 9 |
| 34. 施工管理 | 9 |
| 35. 実施工程（マスター工程表） | 9 |
| 36. 提出図書 | 9 |

| | |
|---------------|----|
| 37. 工事上での注意事項 | 10 |
| 38. 週休2日促進工事 | 10 |
| 39. その他 | 12 |
| 表1 提出図書 | 13 |

II. 特記事項

| | |
|-------------|----|
| 1. 共通 | 15 |
| 2. 仮設工事 | 15 |
| 3. 土・地業工事 | 16 |
| 4. 鉄筋工事 | 16 |
| 5. コンクリート工事 | 16 |
| 6. 左官工事 | 17 |
| 7. 外構工事 | 17 |
| 8. 撤去工事 | 17 |
| 9. 電気設備工事 | 17 |
| 10. 電気設備工事 | 19 |

I. 一般事項

1. 工事名称

土岐地球年代学研究所 非常用発電設備の整備工事

2. 工事目的

国立研究開発法人日本原子力研究所開発機構（以下「原子力機構」という。）東濃地科学センター土岐地球年代学研究所（以下「研究所」という。）にて、地震等災害時における非常用電源の確保を目的として、LP ガス非常用発電設備の導入に伴う構内配線、受変電設備の改修及び土工事を実施する。

3. 適用範囲

本仕様書は、原子力機構が発注する「土岐地球年代学研究所 非常用発電設備の整備工事」に適用する。

本仕様書及び設計図に特記なき限り、以下に示す規格及び基準の最新版による。

(1) 適用法令等

建設業法、建築基準法、耐震改修促進法及び関係諸法令
労働基準法、労働安全衛生法及び関係諸法令
消防法、電気事業法、高圧ガス保安法及び関係諸法令
国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）
岐阜県条例
土岐市条例
その他本工事に係る法令

(2) 技術基準等

日本建築学会建築工事標準仕様書（JASS）
公共建築工事標準仕様書（国土交通省）
公共建築改修工事標準仕様書（国土交通省）
公共建築設備工事標準図（国土交通省）
日本産業規格（JIS）及び関係規格
日本建築センター「建築設備耐震設計・施工指針」
電気設備技術基準・解釈
内線規程
日本電気工業会標準規格
電気規格調査会標準規格（電気学会）
コンクリート標準示方書（土木学会）
原子力機構 東濃地科学センター規則集

4. 図書の優先順位

設計図書の優先順位は、原則として以下のとおりとする。

- ①原子力機構の文書による指示
- ②設計図書（内訳書、工事仕様書、図面）
- ③標準仕様書（「3. 適用範囲」に示す仕様書類）

5. 工事場所

岐阜県土岐市泉町定林寺 959 番地の 31

日本原子力研究開発機構 東濃地科学センター 土岐地球年代学研究所

6. 工期

自 契約日

至 令和 7 年 3 月 28 日（金）

7. 工事概要

- (1) 発電装置及び主燃料槽等附属機器を研究所第 2 駐車場東側に設置する。
- (2) 第 2 変電所（S 側）を改修し、切替盤へ幹線接続する。
- (3) 切替盤から総合管理棟及び会議室棟へ幹線を新設し、切替工事を実施する。
- (4) 各棟幹線切替後、既設幹線を撤去する。

8. 工事範囲及び放射線管理区域

工事範囲：本仕様書及び工事内訳書、図面に依る。

工事区域：非管理区域

工事範囲：①発電装置及び附属機器類の新設工事

②受変電設備の改修工事

③各棟分電盤の幹線切替工事

④既設幹線の撤去

⑤その他、外構工事

9. 別途工事

特に無し

10. 支給品、貸与品

支給品①：発電装置

GENERAC 製 非常用ガスエンジン発電機 1 台

支給品②：バルク貯槽ユニット

矢崎エナジーシステム株式会社製

容量 980kg LP ガスバルク貯槽 1 台

貸与品①：本工事に使用する用水、電力は、原則として監督員が指定する場所において無償支給とするが、支給点以降は受注者の費用負担により必要な設備等を設置し、努めて浪費をさけて使用すること。なお、受注者が設置した仮設配管、ケーブル等については工事終了後速やかに撤去すること。

貸与品②：工事に使用する仮設物置場、材料置場用地、作業場等に必要となる工事用地は、研究所敷地内において、原則として必要最小限の範囲で無償貸与する。使用にあたっては、貸与範囲の図面を添付した貸与許可願を提出し許可を得ること。なお、これに伴う設備費用等は受注者負担とする。また、使用した用地については、作業終了後原状復帰を原則とする。

11. 一般事項

- (1) 工事進行に際し、綿密な計画による工程を組み、工事材料、労務安全対策等の諸般の準備を行い、工事の安全、かつ、迅速な進捗を図ること。また、作業進行上、既設物の保護に留意し、そのために必要な処置を講ずると共に、災害や盗難その他の事故防止に努めること。
- (2) 当原子力機構業務は特殊性に富んでいることを十分に認識し、構内の作業でトラブル（人身事故、火災、既設設備の機能喪失等）を発生させた場合、たとえそれが些細なものであっても外部に与える影響は甚大なものであり、国民の信頼を損ねることがないように、安全衛生管理には特に注意を払うこと。トラブル以外として、工事に伴って発生する煙、排水、音、におい等が、当原子力機構の通常業務において見られないものであれば、周辺住民に不安感を与える事に十分留意し、その懸念がある場合には、作業方法について当原子力機構と綿密に協議すること。

12. 施工体制台帳等の提出

工事が、「建設業法第24条の7第1項」の規定に該当する場合は、原子力機構の「施工体制の把握のための要領について」に従い、施工体制台帳等を提出すること。

13. 入札契約適正化法に基づく点検

工事において、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に基づき、原子力機構が各種点検を行う場合には、これに協力すること。

14. 工事实績情報サービス（CORINS）の登録

工事を、工事实績情報サービスに登録する場合は、登録内容を原子力機構に確認すること。

15. 検査員及び監督員

検査員

- (1) 一般検査 管財担当課長

監督員

- (1) 保安・施設管理課 課長
- (2) 保安・施設管理課 課員

16. グリーン購入法の推進

工事において使用する資材・製品及び建設機械については、「国等による環境物品の調

達の推進等に関する法律」(グリーン購入法)に規定されるものの採用、使用に努力すること。

17. 建設副産物

- (1) 工事において、建設副産物が発生する場合の処理については、「建設副産物適正処理推進要綱」を遵守して行うこと。
- (2) 産業廃棄物の運搬・処理・処分については、あらかじめ「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、産業廃棄物処理業許可証等必要書類を提出し、承諾を得た業者にて行うこと。原子力機構が指定する物品、資材等は指定場所へ運搬し、その他のものは産廃処分とし、マニフェストシステムに基づく伝票の写し(E票)を提出すること。

18. 建設リサイクル法

特定の建設資材について、その分別解体等及び再資源化等を促進するための措置については、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(建設リサイクル法)を遵守して行うこと。

19. 疑義

本仕様書及び図面等に明記のない場合又は疑義を生じた場合、あるいは現場の納まり、取合い等により不適合が生じた場合は、速やかに原子力機構に報告し協議すること。

20. 軽微な変更

現場の納まり、取合い等の関係で、材料の寸法、取付け位置又は取付け工法を多少変更する等の軽微なもの、また、設計図等に一切記載が無いものであっても軽微なものは、原子力機構と協議し、受注者の負担において誠実に施工すること。

21. 下請業者等

あらかじめ原子力機構が指定した業者あるいは品目仕様については、原則として代替を認めない。また、各種下請業者についても必ず原子力機構の承諾を受けること。

22. 渉外事項

- (1) 工事の公衆災害防止のための適正な施工の確保については、「建設工事公衆災害防止対策要綱」(平成5年建設省経建発第1号)を遵守して行うこと。
- (2) 工事施工に起因する第三者の苦情及び損害復旧については、受注者の負担と責任により遅滞なく実施すること。
- (3) 工事施工の際は、建物、地下埋設物及び室内の器物等を毀損しないよう十分注意するとともに、万一毀損した場合は、原子力機構の指示に従って、同一材料にて速やかに復旧すること。
- (4) 官公署等に対する工事に必要な諸願届等の手続きは、原則として受注者の費用負担、責任において遅滞なく実施すること。
- (5) 本仕様書に定める試験、検査の他、原子力機構が受ける官公署等の諸検査の協力、助

勢を行うこと。

- (6) 構内道路の通行は既施設ならびに他工事の資材搬出入等通行に支障を来すことの無いように十分に配慮すること。

23. 品質保証計画

- (1) 工事に係る受注者の品質保証については、品質マネジメントシステム（JISQ9001）に基づいた品質保証計画書を提出し、適切な品質マネジメントを行うこと。
- (2) 必要に応じ同計画書に記載された内容を確認するため、受注者に対する品質保証監査を原子力機構が実施する場合は、これに協力すること。

24. 安全衛生管理

- (1) 工事中の安全確保については、「建築工事安全施工技術指針」（最終改正 平成 22 年 国営整第 48 号）を遵守して行うこと。
- (2) 工事着手に先立ち、原子力機構と工事の安全について十分打合せしたのち着工すること。工事現場の安全管理は、法令に従い、受注者の責任において自主的に行うこと。
- (3) 原子力機構の定める保安、安全上の規則、基準類に従って工事を行うこと。
- (4) 災害防止のための作業規制や現場立入規制等を行い、管理下の工事関係者に周知徹底するとともに、安全確保のために必要な施策を行い、事故の発生防止に努めること。
- (5) 受注者は毎日の作業に先立ち必ず TBM 及び KY を実施し、その内容を作業場所の見やすい位置に表示すること。
- (6) 全作業員の安全意識の高揚に努めるとともに、安全作業の習慣化や作業規則の厳守等に対する安全教育の徹底に努めること。特に末端の作業員にまで、原子力機構内での作業であることを十分に認識させ、良い意味での緊張感を持たせて作業にあたらせること。
- (7) 工事現場は、常に整理整頓を励行し、かつ、清潔に保つこと。
- (8) 危険作業（火気、高所、酸欠、重量物搬出入、活線近接、掘削、コア抜きはつり、解体、既設設備切替え等）を行う場合には、必ず事前に原子力機構と施工前打合せを実施し、想定される事象に対して適切な対策を講じること。なお、火気使用作業及び活線近接作業は事前に届出を監督職員に提出し、承諾を得て作業を行うこと。
- (9) 工事現場及び周辺区域における火気の取扱いには十分注意するとともに、適切な消火設備、防災シート等を設けるなど、火災の防止措置を講ずる。使用する機器は事前に点検を実施し、異常の無いことを確認するとともに、使用中も必要に応じ適宜点検を実施すること。火災により生じた損害は、すべて受注者の責任とする。
- (10) 火災・人身事故等が発生した場合は、原子力機構の定める通報連絡基準に則ること。
- (11) 枠組足場を設置する場合は、「手すり先行工法等に関するガイドライン」（厚生労働省平成 21 年 4 月）による設置を行うこと。
- (12) 工事施工に際して、既設埋設物（特高、高圧埋設管路、給排水配管等）と干渉の恐れがある箇所については、手掘り試掘を行うこと。

- (13) 試掘を行う場合は、作業要領書を作成し、承諾後作業を行うこと。また、原子力機構における所定の申請手続きが必要となる場合は、手続きを行い、承諾後作業を行うこと。
- (14) 交通法規を遵守することはもとより、工事現場周辺の交通に障害を与えないこと。万一生じた紛争は、受注者が自主的に解決するものとし、原子力機構は一切責任を負わない。
- (15) 受注者は、工事用運搬路として、公衆に供する道路を使用するときは、積載物の落下等により、路面を損傷し、あるいは汚損することのないようにするとともに、特に第三者に工事公害による損害を与えないようにしなければならない。第三者に工事公害による損害を及ぼした場合は、受注者の責任において解決しなければならない。
- (16) 受注者は、工事用車両による土砂、工事用資材及び機械などの輸送を伴う工事については、関係機関と打ち合わせを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送機関、輸送方法、輸送担当者、交通誘導員の配置（PC・鉄骨建方、コンクリート打設時等）、標識安全施設等の設置場所、その他安全輸送上の事項について計画を立て、災害防止を図らなければならない。
- (17) 事故が生じた場合は、速やかにその日時、場所、原因、状況、被害者氏名、応急措置、その後の対策等を原子力機構に報告すること。また、特別受注者監査を実施する場合には、これに協力するとともに、監査結果に基づき、受注者に対して必要な改善を指示する場合は、この指示に従うこと。
- (18) 受注者は、工事期間中は定期的に安全パトロールを行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い、安全を確保しなければならない。
- (19) 原子力機構側においても安全管理員による安全パトロール等を実施するが、それは受注者の安全活動の状況を確認するために行っているものであって、受注者の行うべき安全管理、責任を免除するものではない。また、原子力機構の指摘、指導に速やかに対応すること。
- (20) 受注者は、工事現場の運営・管理にあたり、感染症拡大防止対策に最大限の配慮を行うこと。
なお、感染症拡大防止対策の具体的な事項は、国土交通省「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」等の最新版により定め、監督職員に報告すること。

25. リスクアセスメント

当該工事の着手に先立ち、リスクアセスメントを実施し、その結果（作業シート）を、監督員に提出する。

なお、リスクアセスメント要領及び様式等は別途監督員より提示する。

26. 試験検査

(1) 検査

工事は、監督員と事前に十分に打合せを行なったのち着手し、次の工程が始まる前に監督員の検査を受けること。

- (2) 工事用資材を調達する前に製作メーカーリスト及び製作仕様を提出し、原子力機構の承諾を受けること。
- (3) 必要に応じて試験検査要領書を提出し、承諾を受けること。
- (4) 試験検査の判定のために使用する測定機器及び試験装置は、必要に応じて、定められた期間ごと又はその使用前に校正及び調整されたもので、かつ、試験成績表を提出し原子力機構の承諾を得たものを使用すること。
- (5) 関係法規、条例で定められた官公署等の立会検査及び試験は、原則として、事前に予備検査及び試験を行うこと。
- (6) 工事施工後、外観、員数、寸法、機能等が満足していることを原子力機構の立会いにより確認を受けること。
- (7) 検査において不合格製品が発生した場合は識別、排除を滞りなく実施し、適切な処置を施すこと。

27. 運転要領説明

工事に含まれる施設、設備又は機器について、その運転方法及び取扱い方法について、原子力機構に適切な情報を与えるとともに、運転習熟のための教育を行うこと。

28. 官公庁への手続き等

- (1) 受注者は、工事の施工にあたり受注者の行うべき関係官公庁及びその他の関係機関の届出等を、法令、条例または、設計図書の定めにより、受注者の責任において遅滞なく実施すること。ただし、これによりがたい場合は監督職員の指示を受けること。
- (2) 受注者は、前項に規定する届出等の実施に当たっては、その内容を記載した文書により事前に監督職員に報告すること。
- (3) 原子力機構が行う官公庁等に対する工事に必要な手続きのうち、原子力機構から協力依頼のあるものについては協力すること。
- (4) 本仕様書に定める試験、検査の他、原子力機構が受ける官公庁等の諸検査の協力、助勢を行うこと。

29. 検収

原子力機構の実施する「竣工検査」に合格したことをもって検収とする。なお、法令等により官公庁の検査を要するものは、原則としてそれに合格していなければならない。

30. 機密保持

受注者は、本件を実施するために原子力機構より提出された資料等すべての情報を機密扱いとし、その保護に努めること。特に本件では埋設物情報他、施設内を示す資料が必要な工事であり、下請業者等を含めた情報管理の徹底を図ること。

31. 施工計画書

- (1) 請負人は、工事着手前に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての

施工計画書を監督員に提出し、承諾を受けなければならない。

(2) 請負人は、施工計画書を遵守し工事の施工に当たらなければならない。

(3) この場合、請負人は、施工計画書に次の事項について記載しなければならない。また、監督員がその他の項目について補足を求めた場合には、追記するものとする。

ただし、請負人は維持工事等簡易な工事においては監督員の承諾を得て記載内容の一部を省略することができる。

- ① 工事概要
- ② 計画工程表
- ③ 現場組織表
- ④ 安全管理
- ⑤ 指定機械
- ⑥ 主要資材
- ⑦ 施工方法（主要機械、仮設備計画、工事用地等を含む）
- ⑧ 施工管理計画
- ⑨ 品質計画
- ⑩ 緊急時の体制及び対応
- ⑪ 交通管理
- ⑫ 環境対策
- ⑬ 現場作業環境の整備
- ⑭ 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法
- ⑮ その他

(4) 監督員が指示した事項については、請負人は、さらに詳細な施工計画書（施工要領書、施工手順書等）を提出しなければならない。

(5) 品質計画、一工程の施工の確認を行う段階及び施工の具体的な計画を定めた工種別の施工計画書を、当該工事の施工に先立ち作成し、監督員に提出する。ただし、あらかじめ監督員の承諾を受けた場合は、この限りでない。

(6) 施工計画書の内容を変更する必要がある場合は、その都度当該工事に着手する前に監督員に報告するとともに、施工等に支障がないように適切な措置を講ずる。

32. 工事の記録

(1) 監督員と協議した結果について記録を整備する。

(2) 工事の全般的な経過を記載した書面を作成する。

(3) 工事の施工に際し、試験を行った場合には、直ちに記録を作成する。

(4) 次の①～④のいずれかに該当する場合には、施工の記録、工事写真等を整備する。

- ① 工事の施工によって隠ぺいされる等、後日の目視による検査が不可能又は容易でない部分の施工を行う場合。
- ② 一工程の施工を完了した場合。
- ③ 施工の適切なことを証明する必要があるとして監督員の指示を受けた場合。
- ④ 設計図書に定められた施工の確認を行った場合。

⑤ ①～④の記録について、監督員より要求されたときは、提出又は提示する。

33. 作業責任者等認定制度

現場責任者、現場分任責任者については、工事場所の各事業所が実施する認定教育を受講し、所定の理解度が得られた者として認定される必要がある。該当する事業所の作業責任者等認定制度については、別途監督員より提示する。

なお、現場責任者、現場分任責任者の位置にあるものについては、作業員を兼務してはならない。

34. 施工管理

(1) 本工事の配置技術者は、監理技術者の資格を有するものであること。

(2) 施工計画書に示される作業手順に従って施工し、施工管理を行なわなければならない。

(3) 契約図書に適合するよう工事を施工するために、施工管理体制を確立し、品質、工程、安全等の施工管理を行う。

(4) 工事に使用した建設資材の品質記録について作成し、監督員に提出すること。

[参考資料：建設材料の品質記録保存業務実施要領（案）（建設大臣官房技術調査室長通達、昭和60年9月24日）]

(5) 工事の施工に携わる下請負人に工事関係図書及び監督員の指示を受けた内容を周知徹底する。

(6) 埋設、撤去等のため後日測定困難な部分については、尺度を入れた写真を撮るものとする。

(7) 請負人は現地の施工に先立ち、既設図面に基づき、対象構造物等を調査し、施工計画等へ反映しなければならない。

35. 実施工程（マスター工程表）

(1) 工程計画

工事の着手に先立ち、実施工程表（マスター工程表）は、下記工事項目に係る詳細について、各棟・各エリアごとに作成し、監督員の承諾を受ける。

- ① 照明器具・コンセント・スイッチ配管配線更新工事
- ② 幹線配線、分電盤更新工事

(2) 契約書の規定に基づく条件変更等により、実施工程表を変更する必要がある場合は、施工等に支障がないよう、実施工程表を遅滞なく変更し、当該部分の施工に先立ち、監督員の承諾を受ける。

(3) 実施工程表の補足として、週間及び月間工程表等を作成し、監督員に提出する。

(4) (1)によるほか、実施工程表の内容を変更する必要がある場合は、監督員に報告するとともに、施工等に支障がないように適切な措置を講ずる。

36. 提出図書

表－1 提出図書に示す図書を遅滞なく提出すること。竣工図書の電子データは、電子

記録媒体（CD又はDVDなど）で納品とし、竣工図書にディスク収納ポケットを張付けて収納すること。

工事写真及び竣工写真の撮影にデジタルカメラを使用する場合には、画像の加工編集は認めない。また、解像度は100万画素以上とする。ただし、原子力機構の承諾を得た場合は、回転、パノラマ、全体の明るさの補正は認める。

37. 工事上での注意事項

(1) 予定外作業について

予定外作業は原則として禁止とする。ただし、予定外作業または手順の変更が発生した場合は、作業を一時中断し施工計画変更書を受注者側で作成し、監督員と打合せを行い、承諾を得ることにより作業は可能とする。なお、作業再開時は、事前に、変更した作業手順を関係者へ周知し、作業の当日はTBM及びKYを確実にを行い、作業内容、手順、注意点等を再度作業員に周知した上で作業を開始すること。

(2) 休日作業について

原則として休日（土日及び祝祭日）の作業は行わないものとするが、施工品質または工事安全管理上やむを得ない場合においては、別途、監督員と協議を行い承諾を得た後行うこと。

(3) 発電機使用時の注意

現場事務所電源、作業用電源として発電機を持ち込んで使用する時は、関係法令等を遵守し、必ず保安接地を施したのちに使用すること。また、日常点検を実施すること。

38. 週休2日促進工事

(1) 本工事は発注者が週休2日に取り組むことを指定する週休2日促進工事（発注者指定方式）の対象案件である。

1) 週休2日の考え方は以下のとおりである。

- ① 「月単位の週休2日」とは、対象期間において、全ての月で4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。
- ② 「通期の週休2日」とは、対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。
- ③ 「対象期間」とは、工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外とした内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等は含まない。
- ④ 「現場閉所」とは、巡回パトロールや保守点検等を除き、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場が閉所された状態をいう。
- ⑤ 「月単位の4週8休以上」とは、対象期間内の全ての月ごとに現場閉所日数の割合（以下「現場閉所率」という。）が28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の日数の割合が28.5%に満たない月において

は、当該月の土曜日・日曜日の合計日数以上の現場閉所を行っている状態をいう。

なお、現場閉所率の算定においては、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日や猛暑による作業不能日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

また、現場閉所日を原則として土曜日・日曜日としない場合においては、上記の「土曜日・日曜日」を受発注者間の協議により変更できるものとする。

- ⑥「通期の4週8休以上」とは、対象期間内の現場閉所率が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。なお、現場閉所率の算定においては、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日や猛暑による作業不能日についても、現場閉所日数に含めるものとする。
- 2) 受注者は、工事着手前に、月単位の週休2日の取得計画が確認できる「現場閉所予定日」を記載した「実施工程表」等を作成し、監督職員の確認を得た上で、週休2日に取り組むものとする。工事着手後に、工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度、「実施工程表」等を提出するものとする。監督職員が現場閉所の状況を確認するために「実施工程表」等に「現場閉所日」を記載し、必要な都度、監督職員に提出するものとする。また、施設管理者の承諾を前提に週休2日促進工事である旨を仮囲い等に明示する。
- 3) 監督職員は、受注者が作成する「現場閉所日」が記載された「実施工程表」等により、対象期間内の現場閉所日数を確認する。
- 4) 月単位の4週8休以上（現場閉所率 28.5%（8日/28日）以上）を前提に補正係数 1.04 により労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）を補正して予定価格を作成しており、発注者は、現場閉所の達成状況を確認し、月単位の4週8休に満たない場合は補正係数を 1.02 に変更し、通期の4週8休に満たない場合は補正係数を除し、請負代金額のうち労務費補正分を減額変更する。
- 5) 明らかに受注者側に月単位の週休2日又は通期の週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、内容に応じて工事成績評定から点数を減ずる措置を行うものとする。
- 6) 本工事はモニタリング対象であり、現場閉所が困難となった場合には、監督職員は受注者に当該理由を確認の上、対応策を協議することがある。また、受注者は工事完成日時点で監督職員の指示によるアンケート調査に協力するものとする。

(2) 作業実施日について

休日及び夜間の作業は、原則行わないものとする。ただし、休日または夜間での対応が必要となる場合は、事前に監督員に実施理由を説明し、承諾を得ること。なお、休日とは土曜日、日曜日、祝日、年末年始休暇及び夏季休暇、原子力機構創立記念日を指す。また、停電切換え工事については、施設内業務への影響を考慮し、休日作業を原則として検討すること。

(3) 工程管理について

工事進行に際し、綿密な計画による工程を組み、工事材料、労務安全対策等の諸般の準備を行い、工事の安全、かつ、迅速な進捗を図ること。また、作業進行上、既設物の保護に留意し、そのために必要な処置を講ずると共に、災害や盗難その他の事故防止に

努めること。

(4) 周辺公衆への影響について

原子力機構業務は特殊性に富んでいることを十分に認識し、構内の作業でトラブル（人身事故、火災、既設設備の機能喪失等）を発生させた場合、たとえそれが些細なものであっても外部に与える影響は甚大なものであり、国民の信頼を損ねることがないよう、安全衛生管理には特に注意を払うこと。トラブル以外として、工事に伴って発生する煙、排水、音、におい等が、原子力機構の通常業務において見られないものであれば、周辺住民に不安感を与える事に十分留意し、その懸念がある場合には、作業方法について原子力機構と綿密に協議すること。

39. その他

- (1) 工事が完成しても、原子力機構の検査に合格し、引渡しが完了するまでは、その工事目的物を管理すること。また、原子力機構がその工事目的物に他の工事を行うときは、協力すること。
- (2) 工事に使用する材料を搬入するときは、原子力機構が指示する位置に整理し、その保管は責任をもって行うこと。
- (3) 構内で作業するときは、その構内における諸規則を遵守すること。
- (4) 原子力機構が行う別途工事とのトラブルがないよう、原子力機構との連絡を密にとり、工事全体の円滑な推進に協力すること。

表-1 提出図書

| 図書名 | 部数 | | | 期限※2 | 適用 |
|--------------|----|----|----|------------|---------------|
| | 提出 | 返却 | 総数 | | |
| 〔着工時関係書類〕 | | | | | |
| 工事請負契約書 | ※1 | ※1 | ※1 | 契約後 14 日以内 | |
| 工事費内訳書 | ※1 | ※1 | ※1 | 〃 | |
| 約定工程表 | 1 | 1 | 2 | 〃 | |
| 工事着工届 | 1 | 1 | 2 | 〃 | |
| マスター工程表 | 1 | 1 | 2 | キックオフ会議前 | |
| 主任(監理)技術者届 | 1 | 1 | 2 | 契約後 14 日以内 | JAEA 指定書式 |
| 現場代理人届 | 1 | 1 | 2 | 〃 | 〃 |
| 下請業者届 | 1 | - | 1 | その都度 | 4 枚綴り (1 枚返却) |
| 建退協掛金収納書 | 1 | - | 1 | 〃 | |
| その他 | ※1 | ※1 | ※1 | 〃 | 原子力機構の指示するもの |
| | | | | | |
| 〔工事中関係書類〕 | | | | | |
| 施工計画書 | 1 | 1 | 2 | 施工 14 日前 | |
| 安全管理計画書 | 1 | 1 | 2 | 〃 | 施工計画書に纏めても良い |
| 品質保証計画書 | 1 | 1 | 2 | 〃 | 〃 |
| 緊急時連絡体制表 | 1 | 1 | 2 | 〃 | 〃 |
| リスクアセスメント | 1 | - | 1 | 〃 | 〃 |
| 仮設物等設置許可願 | 1 | - | 1 | 〃 | JAEA 指定書式 |
| 火気使用許可申請書 | 1 | - | 1 | 〃 | 〃 |
| 施工図・製作図 | 1 | 1 | 2 | 〃 | |
| 使用材料承諾届 | 1 | 1 | 2 | 〃 | |
| 作業手順書(要領書) | 1 | 1 | 2 | 〃 | 停電切換作業 |
| 詳細工程表 | 1 | 1 | 2 | 毎週・毎月 | |
| 試験・検査計画書 | 1 | 1 | 2 | 施工 7 日前 | 事前確認済みのもの |
| 試験・検査要領書 | 1 | 1 | 2 | 〃 | 〃 |
| 試験・検査申請書 | 1 | 1 | 2 | 検査 7 日前 | |
| 試験・検査報告書 | 1 | 1 | 2 | 検査後 7 日以内 | |
| 施工体制台帳・施工体系図 | 1 | - | 1 | その都度 | 原則 1 回/月 |
| 打合せ議事録 | 1 | 1 | 2 | 〃 | |
| その他 | ※1 | ※1 | ※1 | 〃 | 原子力機構の指示するもの |
| | | | | | |
| 〔竣工時関係書類〕 | | | | | |
| 請求書・竣工届 | 1 | - | 1 | 竣工日 | JAEA 指定書式 |

| 図書名 | 部数 | | | 期限※2 | 適用 |
|-----------|----|----|----|------------|-------------------|
| | 提出 | 返却 | 総数 | | |
| 実績工程表 | 1 | — | 1 | 〃 | |
| 工事報告書 | 1 | — | 1 | 竣工後 21 日以内 | 詳細は原子力機構監督員の指示による |
| 竣工原図 | 1 | — | 1 | 〃 | CAD データ含む |
| 竣工図集 | 1 | — | 1 | 〃 | 詳細は原子力機構監督員の指示による |
| 竣工写真 | 1 | — | 1 | 〃 | 〃 データ含む |
| 施工図集 | 1 | — | 1 | 〃 | 詳細は原子力機構監督員の指示による |
| 工事写真 | 1 | — | 1 | その都度 | 〃 データ含む |
| 建退協証紙支給記録 | 1 | — | 1 | 竣工後 21 日以内 | 支給実績に伴い |
| 取扱説明書 | 1 | — | 1 | 〃 | 必要に応じて |
| その他 | ※1 | ※1 | ※1 | その都度 | 原子力機構の指示するもの |
| | | | | | |

※1：原子力機構の指示する部数

※2：図書の期限とは、最終承諾用提出期限であり、事前にドラフト版の提出が必要な図書については原子力機構の確認期間及び提出者の修正時間を考慮し提出すること。

Ⅱ．特記事項

1．共通

(1) 一般事項

予め機構監督員に使用材料等の承諾書を提出し確認を受けること。

工種毎に工程写真を撮影し、竣工検査時に提出すること。

工種毎の完了時に試験・検査申請書を機構監督員に提出し、検査を受けること。また、機構監督員に試験・検査報告書を提出すること。

(2) 機器類の表示

1) 機器類には、機器番号・機器名称・主たる仕様を表示する。

2) 表示位置はメンテナンス時に見やすい位置とし、判別しやすい大きさで表示する。

(3) 盤類の表示

1) 盤類には盤番号・盤名称を表示する。

2) 盤扉裏には、受注者銘板・締め付け確認票を貼り付ける。

3) 配線の導体接続用端子台には、規定の締め付け後にマーキングを行い、締め付け確認票に日付と氏名を記入する。

2．仮設工事

(1) 一般事項

本工事に必要な工事用通路はあらかじめ計画図を作成し、監督員の承諾を受けた後、受注者の負担において設ける。足場等は施工ならびに管理に便利、安全であるよう堅固に仮設する。なお、施設内の執務に影響が発生しないよう、安全通路の確保及びエリア区画を実施すること。

(2) 養生

工事中は施設内外の機器工事の機器並びに既存建物等の毀損または破損の恐れのある所は、適切な養生を施すこと。

掘削等における開口部は作業日毎に養生を行い、第三者による墜落・落下災害の防止を図ること。また、既設躯体をコア抜き等で貫通・解体する場所は、雨水対策、粉塵対策などの必要な対策を講じること。

(3) 整理清掃片付け

工事中は道路、作業場、資材置場等の整理清掃及び片付けを毎日励行し、不要品はすみやかに場外に搬出すること。

3．土・地業工事

(1) 掘削及び埋戻し

埋戻し土には、根切り土の内の良質土を使用する。埋戻しは十分な締固めを行い、後日沈下等の生じないように施工しなければならない。

(2) 建設発生土の処理

発生残土の処理は、8．(2) 廃棄物（廃材）の処理に基づき、構外搬出処分とする。

(3) 地中埋設物

根切箇所付近に近接して、崩壊又は破損の恐れのある建築物、埋設物等がある場合は、損傷を及ぼさないように処置する。また、給排水管、ケーブル等の埋設が予想された場合は、試掘等による調査を行う。

なお、掘り当てた場合は損傷しないよう注意し、必要に応じて緊急措置を行い、監督員と協議する。

(4) 捨コンクリート

- ① 捨コンクリートの厚さは 50mm とし、平たんに仕上げる。
- ② コンクリート仕様は 5. コンクリート工事による。

4. 鉄筋工事

(1) 鉄筋

材料は、JIS G 3112 (鉄筋コンクリート用棒鋼) の規定に適合する熱間圧延異形棒鋼とし、納品書、検査成績証明書を提出すること。

- ① 種類：異形棒鋼 SD295A (D13) 規格品

5. コンクリート工事

- (1) 請負人は、コンクリートの打ち込みに当たり、施工方法および工程をあらかじめ監督員に提出し、その承諾を得なければならない。また、コンクリートの施工管理に関して十分な技術と経験を有した技術者を選任し、あらかじめ監督員に提出し、その承諾を得なければならない。
- (2) コンクリートは JIS A5308 (レディミクストコンクリート) による JIS 表示許可を受けている工場で作られたものとする。製造所 (工場) の選定には監督員の承諾を受け、同一構造体に 2 社以上のコンクリートを混合してはならない。
- (3) コンクリートの設計基準強度及び適用範囲は、表-2 コンクリートの設計基準強度によるものとする。

表-2 コンクリートの設計基準強度

| 種 別 | 部 位 | 設計基準強度 (N/m ²) | スランプ | 備考 |
|----------|-----|-------------------------------|------|----|
| 普通コンクリート | 基礎 | 21 | 18 | |
| 普通コンクリート | 捨て | 18 | 18 | |

セメントは、高炉セメント B 種または、フライアッシュ B 種とする。但し、監督員との協議により変更になる場合がある。

(4) コンクリートの仕上がり

標準仕様書 6.2.5 による。

- ① 打ち放し仕上は、標準仕様書 表 6.2.4 の B 種とする。
- ② コンクリート仕上りの平坦さは、標準仕様書 表 6.2.5 による。

6. 左官工事

(1) 金ゴテ仕上げ

コンクリート金ゴテ押えの仕上げの程度は、木ゴテ 1 回金ゴテ 3 回とする。

7. 外構工事

(1) 舗装

アスファルト舗装の復旧は、原則として次によるものとする。

①表層アスコン：再生密粒度アスコン 13、 $t = 50\text{mm}$

②路盤：再生クラッシュラン RC-40、車道部 $t = 150\text{mm}$

なお、監督員は上記以外の舗装構成を指示する場合があるが、請負人はこれに従わなければならない。この場合の費用については別途協議するものとする。

(2) ステンレス製バリカー

発電装置周辺に脱着式ステンレスバリカー及びステンレスチェーンを設置する。

8. 撤去工事

(1) 施工法及び手順

施工は分別解体及び取り外しとする。

(2) 廃棄物（廃材）の処理

本工事により発生した産業廃棄物については、表-3 廃棄物の種類及び処分場所に示す種類に分別し法令に基づき適切に処理するものとする。

表-3 廃棄物の種類及び処分場所

| 廃棄物の種類 | 処分場所 | 備考 |
|-----------------|------|-----------|
| 建設発生土 | 構外処分 | 埋戻し再利用分以外 |
| アスファルト、コンクリートがら | 構外処分 | |
| 鉄くず、ケーブル類 | 構外処分 | |

9. 電気設備工事

(1) 共通事項

①電線管 屋内配管は、厚鋼電線管(C)とする。屋外露出配管は、厚鋼電線管(G)とする。埋設配管は波付硬質ポリエチレン管(FEP)とする。

②ボックス 屋外は、ステンズ製（防雨型）とし、接地端子台付きとすること。

③塗装 屋内で露出する電線管は塗装すること。

④電線 分電盤、制御盤等の 1 次側。の配線経路、電線太さ、電線本数、管路等は監督員の確認を受けて変更してもさしつかえない。

⑤呼び線 長さ 1m 以上の入線しない管路には、1.2mm 以上のビニル被覆鉄線を入線する（FEP 管は除く）。

⑥電線 全てエコケーブル・エコ電線とする。

(2) 電力設備工事

1) 構内配線路

- ①掘削土は近傍に仮置きし、埋戻し土として再利用する。
- ②地中埋設管路には、埋設シート(W=150mm、2倍)を敷設する。また、管路が3列以上の場合、管路の両端部に敷設する。
- ③ハンドホール内でケーブル行き先表示を取り付ける。
- ④埋設表示杭又は表示ピンを適宜設ける。
- ⑤外壁部に設けるレースウェイは現地調査を実施し、既設設備の干渉等を考慮して設置位置を決定すること。
- ⑥構内道路部施工時は構内車両通行を考慮した施工計画とすること。

2) ケーブル敷設

- ①ケーブルの接続処理は、有資格者に当たらせること。
- ②各種試験調整等については、監督員と協議を行い必要なものは全て行うこと。
- ③耐圧試験の方法については別途計画書を作成し、監督員と協議を行い決定すること。

3) ケーブル工事現場試験

①絶縁抵抗試験

ケーブルの絶縁抵抗ならびに各相の絶縁抵抗のバランスを試験する。測定器は500Vメガを使用すること。

②検相

ケーブル充電後実負荷をかける前に系統の突き合わせ箇所において他線路との相順と誤りがないか確認する。検相器による方法を原則とする。

(3) キュービクル改修

第2変電所(S側)のうち、No.1低圧電灯盤内の既設配線遮断器を撤去し、新たに設ける。

①改修対象

系統番号：B-17 会議室棟 L-1

②MCCB 容量 旧) 3P 100AF/75AT

新) 3P 150AF/150AT

(4) 発電設備工事

ガスエンジン発電装置

- ①支給するガスエンジン発電装置及び主燃料槽等の設置及び試運転調整を行う。
- ②主燃料槽は地上設置とし、発電機と附属装置間等を連結する各系統の配管・配線接続を行う。
- ③配管は、発電機及び附属装置の運転に伴う振動、温度上昇、地震入力に対し、耐えるものとする。

(5) 既設ケーブル撤去

- ①今回のケーブル敷設工事により、不要となったケーブルの撤去を行う。
- ②工事施工にあたっては、第三者への危害及び既存設備に対する破損等を生じないように安全上必要な防護施設を設けることや十分な養生を行った後に作業を開始する。

- ③撤去による発生材は「一般事項 17. 建設副産物」によるほか再資源化・廃棄物処理等が適切に処理できるように扱うこと。
- ④撤去作業により、既存設備に破損等が発生した場合は、直ちに監督員に申しで補修方法について協議の上、復旧を行うこと。

10. その他

- ①停電切換えは施設への影響を最小限とするため、休日での切換えを前提に検討し、停電作業が効率的且つ安全に短時間で作業出来るように、綿密に計画の上、停電計画書を作成し、監督員の承諾を得た後、停電作業を実施すること。
- ②停電作業終了後各施設電源復旧に当たり連絡を密にし復旧にあたること。復旧後施設管理者に各施設に支障無いか確認を行うこと。
- ③その他、不明な点がある場合は、監督員と協議し決定する。

以 上